

契約規定

第 1 条（契約の概要）

カードローン「ながぎんアットローン」契約（以下「本契約」という）は、利用限度額の範囲内で繰り返し借入れすることができ、その返済は、利用限度額に応じた 35 日毎に一定額以上の約定返済金額の入金により行います（第 4 条および第 10 条参照）。

第 2 条（借主）

1. 借主とは、本規定を承認のうえ、アットローン株式会社（以下「保証会社」という）を連帯保証人として、株式会社長野銀行（以下「銀行」という）に所定の申込書により「ながぎんアットローンカード」（以下「カード」という）の利用の申込みをされ、銀行が審査のうえ利用を認めた方をいいます。
2. 借主と銀行の契約は、本条第 1 項により銀行が利用を認めたときに成立します。その際、本申込書は契約書となります。

第 3 条（取引方法）

1. この取引は、本規定第 6 条および第 8 条に定める方法に基づいた入出金によるものとします。
2. カードは、銀行の現金自動預入支払機（以下「ATM」という）および銀行が提携する金融機関の ATM を使用して入出金を行う場合に利用するものとします。
3. ローンカード、ATM 等の取扱いについては、別に定める“ながぎんアットローン”カード取扱規定によるものとします。

第 4 条（利用限度額）

1. 借主は、利用限度額の範囲で繰り返し借入ができます。
2. 利用限度額は、借主の申込書記載の借入希望額の範囲内で銀行が決定します。
3. 利用限度額は、借主の希望があった場合、銀行の審査により 200 万円を限度として増額することができます。この場合、変更後の利用限度額は書面により通知するものとします。なお、利用限度額変更後の契約も本契約と一体のものとします。
4. 本条第 2 項および本条第 3 項に拘わらず、借主の信用状況が著しく悪化した場合など、銀行が必要と認めたときは、利用限度額を減額、あるいは新たな貸付を中止することがあります。この場合、変更後の利用限度額は、書面により通知するものとします。

第 5 条（利用有効期間）

1. 本契約の期限は、契約日の 3 年後の応当日の属する月の末日とします。ただし、借主または銀行から期間満了日までに何らかの申出のないときは、更に 3 年間自動更新し、その後も同様とします。
2. 期間満了日までに、借主または銀行から自動更新を行わない旨の申出がなされた場合、または期間満了日の前日の年齢が満 65 歳を経過した場合は、借主は期間満了日における残債務を返済するものとします。

第 6 条（借入方法）

借入方法は、銀行の ATM および銀行が提携する金融機関の ATM からの引出しによるものとします。

第 7 条（借入利率等）

- 1. 借入利率は、保証会社の保証料を含む銀行所定の年利率を適用するものとします。
- 2. 借入利息は、付利単位を 100 円とし、銀行の定める利率、方法により計算のうえ借入元金に組入れます。

第 8 条（返済方法）

返済方法は、銀行の ATM からの入金あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。

第 9 条（返済期日）

- 1. 初回返済期日は、借入日の翌日から起算して 35 日目とし、2 回目以降は前回返済期日の翌日から 35 日目とします。いずれの場合も、返済期日が銀行の ATM の休日の場合は、翌営業日を返済期日とします。
- 2. 返済期日に遅れて返済があった場合、次回返済期日は、前回約定返済期日の翌日から 35 日目とします。

第 10 条（返済金額）

- 1. 約定返済とは、利用限度額に応じて約定返済金額を定め、その金額の入金をもって行うものとします。なお、約定返済金額には、利息(遅延損害金を含む)を含みます（リボルビング方式）。
- 2. 随時返済とは、約定返済金額に満たない入金あるいは約定返済金額を超える金額の入金をもって行うものとします。
- 3. 約定返済金額は次のとおりとします。

利用限度額	10 万円	30 万円	50 万円	70 万円	90 万円	100 万円	150 万円	200 万円
約定返済金額	3 千円	9 千円	15 千円	17 千円	20 千円	25 千円	30 千円	40 千円

（注 1）約定返済金額を超える金額の返済も随時可能です。

（注 2）1 回の入金額が約定返済金額に満たない場合は、随時返済の扱いとします。

第 11 条（返済金の充当方法）

- 1. 借主の約定返済金は、遅延損害金、利息、元金の順に充当します。
- 2. 借主の随時返済金は、元金に充当します。

第 12 条（遅延損害金）

借主が約定返済金額の支払を遅延したときは、銀行所定の遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金は年率 18.25%とします。

第 13 条（印紙代および手数料）

- 1. この契約の締結に際し借主が負担すべき印紙代は、初回約定返済時に借入元金に組入れます。
- 2. 自動機利用手数料は、借入元金に組入れます。

第 14 条（カード不着時の取引解約）

銀行が発行するローンカードが「不在」「宛名先不明」で返却された場合は、返却された時点で本契約を解約することができるものとします。

第 15 条（期限の利益喪失）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。
 - （1） 保証会社から保証中止または解約の申出があったとき
 - （2） 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - （3） 差押、仮差押、保全差押、仮処分、強制執行の申立または滞納処分を受けたとき
 - （4） 支払の停止、破産、民事再生手続または特定調停の申立等その他これに類似する手続きの申立があったとき
 - （5） 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明になったとき
 - （6） 相続の開始があったとき
 - （7） 本規定および銀行取引上の規定等の義務に違反したとき
 - （8） その他借主の信用状態が著しく悪化したとき
2. 次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。
 - （1） 約定返済金の支払を延滞したとき
 - （2） 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき
 - （3） 借主が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき
 - （4） 借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
3. 前各項の事由があるときは、銀行はいつでも新たな貸付を中止、またはこの契約を解除することができます。この契約が解除された場合は、借主はこの契約による債務全額を直ちに返済し、カードを返却するものとします。

第 16 条（保証会社への保証債務履行請求）

1. 本規定第 15 条により、借主にこの契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による債務全額の返済を請求することとします。
2. 保証会社が借主に代わって、「ながぎんアットローン」契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社はこの契約による債務全額を返済するものとします。
3. 本条第 2 項に基づく保証会社の返済が、借主に対して事前の通知、催告なしに行われても、借主は異議を申し立てません。

第 17 条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、この契約による債務を返済しなければならない場合は、その債務全額と、借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺する

ことができます。この場合、書面により通知するものとします。

2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第18条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と、期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合は、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 本条第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第19条（債務の返済に充てる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 本条第2項のなお書または本条第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第20条（届出事項の変更）

1. 借主は、氏名、住所、勤務先、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があった場合は、すみやかに銀行所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により届出るものとします。
2. 借主が前項の氏名、住所等の変更の届出を怠った場合、銀行からの通知または送付書類等が延着し、または未送達となっても、通常到着すべき時に到着したとみなされることに異議ないものとします。

第21条（成年後見人等の届出）

1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに

後見人等の氏名その他銀行が定める事項を、書面によって銀行に届け出るものとします。

2. 借主は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他銀行が定める事項を、書面によって銀行に届け出るものとします。
3. 借主は、すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がなされている場合も、本条第2項と同様に銀行に届け出るものとします。
4. 借主は、本条第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって直ちに銀行に届け出るものとします。
5. 本条第4項の届出前に生じた銀行の損害については、借主の負担とします。

第22条（解約）

借主が「ながぎんアットローン」契約を解約する場合、借主は直ちに銀行カードを返却するものとします。

この場合、銀行に対するこの契約による債務全額を完済したうえ、銀行所定の届出をするものとします。

第23条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第24条（危険負担、免責事項）

1. 借主が、銀行に差入れた契約書等が、事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって、紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記載に基づいて債務を弁済します。

なお、銀行からの請求があれば代替の契約書等を差入れるものとします。

2. ATMによりカードを確認し、操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認して引出の取引がなされたうへは、カードの偽造、変造、カードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第25条（合意管轄）

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第26条（個人信用情報センターの登録）

1. 借主は、この契約に基づく利用限度額、契約日、取引期間等の借入内容にかかる客観的事実について、契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年を超えない期間、銀行協会の運営する個人信用情報センターに登録されること、ならび

に同機関に登録された情報（既に登録されている情報を含みます。）について、同機関等の加盟会員ならびに同機関等と連携する個人信用情報機関の加盟会員が取引上の判断のために利用することに同意します。

2. 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。

（１） この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延等の発生日から 5 年を超えない期間。

（２） この契約による債務について、保証会社もしくは第三者から銀行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行など強制回収手続により銀行が回収したときは、その事実発生から 5 年を超えない期間。

【銀行が加盟する個人信用情報機関】

全国銀行個人信用情報センター 郵便番号 100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
電話番号 03-3214-5020

第 27 条（契約規定等の変更）

本契約規定の内容を変更する場合、銀行は変更内容および変更日を借主に通知するものとします。借主は、変更日以降は変更後の内容にしたがいローン取引を行うものとします。

以上